



島根県報

平成28年5月24日（火）

第2,803号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成28年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
保安林予定森林（2件）	(森林整備課)	2

【公 告】

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	(薬事衛生課)	3
----------------------------	---------	---

【選管告示】

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の一部改正		4
---------------------------------------	--	---

【雑 報】

消防設備士試験の実施	(消防総務課)	4
------------	---------	---

告 示

島根県告示第392号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成28年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成28年 5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集種目
自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）
- 2 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者
- 3 応募締切
平成28年 6月24日（金）
- 4 試験期日
平成28年 6月25日（土）
- 5 試験会場
陸上自衛隊出雲駐屯地
出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）
- 6 試験科目
 - (1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
 - (2) 口述試験・適性検査・身体検査
- 7 採用予定日
採用予定通知書により通知する。
- 8 問合せ先
自衛隊島根地方協力本部
松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第393号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡川本町大字川本478-5、478-17、479-3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第394号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町鱒淵836、838-1、838-2、875-1、3380、3380-3、3380-4、3383-1、3385

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）第12条第2項の規定により公告する。

平成28年 5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 研修及び講習の主催者

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目 8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町420-1

3 研修又は講習の種類等

(1) 第1型研修

開催年月日	会場名	所在地
平成28年 9月25日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

平成28年10月2日	パルメイト出雲	出雲市今市町2065
------------	---------	------------

(2) 第1型講習

開催年月日	会場名	所在地
平成28年9月25日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

(3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成28年9月16日	平成28年10月15日	平成28年11月20日

(4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成28年9月16日	平成28年10月15日	平成28年11月20日

4 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第10号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額（平成5年島根県選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、平成28年5月24日から施行する。

平成28年5月24日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

第4号のイ中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）」に改める。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成28年度第1回消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

平成28年5月24日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 北 村 吉 男

1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成28年8月28日（日） 午前の試験 9時00分から（8時30分には集合すること。）

午後の試験 13時30分から（13時00分には集合すること。）

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

ア 書面申請

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請

平成28年 6月28日（火）から同年 7月12日（火）まで

（郵送の場合は、7月12日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

イ 電子申請

平成28年 6月25日（土）午前9時から同年 7月 9日（土）午後5時まで

（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び一般社団法人島根県消防設備協会

(2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町55 島根県林業会館2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）